

旭川市防災基本条例(仮称)の骨子(案)に対する意見募集結果

- 1 意見募集期間:平成26年11月21日(金)から平成26年12月22日(月)まで
  - 2 意見提出者:個人:2人
- ※御意見につきましては、原文どおりとしていますが一部読みやすくするため修正等を行っています。
- 3 御意見に対する市の考え方

No	寄せられた御意見等	御意見に対する市の考え方
1	<p>本市の防災対策は、震災の教訓を踏まえ、市民や事業者が自らの安全を自らで守る事を言う「自助」、市民等が地域においてお互いに助け合う事を言う「共助」、そして市や防災関係機関が実施する対策を言う「公助」の考え方を基本として、市、市民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力する事を「基本理念」とし旭川市防災基本条例(仮称)を制定する。</p> <p>(第1条)条例の基本的な考え方に未曾有の被害をもたらした東日本大震災や、被害想定を遥かに超える自然現象が数多く国内で発生しており、平成25年の災害対策基本法の一部改正では「減災」を目的とする平素からの防災への取組の強化として「市や住民等の責務」と「災害対策基本理念の明確化」等が見直された。</p> <p>(第2条)条例の構成【第1章】(1)目的 防災の為の対策に関し、市民、事業者、自主防災組織等及び市の責務を明らかにするとともに、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する基本事項を定める事により、市民が安全で安心して暮らす事が出来る災害に強い街の実現を図る事を目的とする。</p> <p>(2)定義(災害、自主防災組織等、地域防災力等の定義付け)災害とは暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、地震その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発又は大規模な事故により生じる被害を言う。</p> <p>(3)基本理念 自助(市民及び事業者が自らの安全を自らで守る事を言う。)共助(市民等が地域においてお互いに助け合う事を言う。)、公助(市及び防災関係機関が実施する対策を言う。)のそれぞれが効果的に実施される様努める事を基本理念とする。</p> <p>(4)各主体の責務等 市民、事業者、自主防災組織等及び市の役割に関する事を努力義務として定める。</p> <p>【第2章】基本方針等 市民と協働での防災体制の構築、災害時の備えを中心とした災害に強い街作りの推進、地域の特性に応じた防災対策の推進を基本方針として定める。</p> <p>【第3章】災害予防 地域防災力の向上(防災教育・防災訓練等の実施)、自主防災組織に対する支援体制、ボランティア活動への支援体制等災害に強い街作りの推進について定める。</p> <p>【第4章】災害応急対策 本市の災害応急体制の確立、市民の円滑な避難、地域における共助及びボランティアによる支援活動について定める。</p> <p>【第5章】災害復旧 市は、国、北海道及び防災関係機関と連携して、施設の復旧及び被災者の支援に必要な措置を講ずる事について定める。</p> <p>【第6章】その他の施策 大規模な災害が発生した場合の検証及び防災対策に関する財政措置を講ずる事について定める。</p> <p>(その他)危無いから入ら無い。関係者以外立入り禁止すべき。</p>	<p>御意見は、「旭川市防災基本条例(仮称)の骨子(案)」の内容に沿っているものと考えます。市民が安全で安心して暮らすことができる災害に強いまちの実現を図るため、条例制定に向け努めて参ります。</p>
2	<p>自助・共助・公助について明記されていますが、これは一朝一夕でできるものではないです。全国で異常災害が起き、起きてからボランティアを募っておりますがこれでは遅いと思います。平時に若い人を募り、条件として奉仕を継続的に行う人には優遇措置を与え、勤労意欲を培う。旭川の若い人は恵まれすぎて共助出来る体制を身につけていないのが現状です。小学校・中学校・高校はスマホ中毒が多くなっております。脱却する良い機会作りになればと思います。各家庭では子供に朝除雪手伝いさせている人が何人いるだろうか。共助という意味を本当に身を持ってわかる人が何人いるだろうか。アンケートを取って共助を大人から子供まで理解が深まるような取り組みを組織的に行う事が必要です。日頃防災に精進されている職員の皆様本当にご苦労様です。これからもご活躍を願っております。</p>	<p>防災講習や防災訓練等を通して広く自助・共助の必要性など防災知識の普及を図っていきたいと考えています。</p>